

総務委員会資料

平成30年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第158号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成30年11月21日

総務企画局

川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例 平成28年12月19日条例第74号</p>	<p>○川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例 平成28年12月19日条例第74号</p>
<p>(大学等教育施設)</p>	<p>(大学等教育施設)</p>
<p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p>	<p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p>
<p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）</p>	<p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）</p>
<p>(2) <u>学校教育法第104条第7項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p>	<p>(2) <u>学校教育法第104条第4項第2号</u>の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p>
<p>(3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学</p>	<p>(3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学</p>
<p>(4) 前3号に掲げる教育施設のほか、これらに準ずるものとして任命権者が認めるもの</p>	<p>(4) 前3号に掲げる教育施設のほか、これらに準ずるものとして任命権者が認めるもの</p>
<p>第5条～第12条 (略)</p>	<p>第5条～第12条 (略)</p>
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p>	
<p><u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	
<p><u>(経過措置)</u></p>	
<p><u>2 第1条の規定による改正後の川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定</u></p>	

改正後	改正前
<u>する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。</u>	